

新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種人材確保業務運営要領
(厚生労働省補助金事業)

目次

1 件名	1
2 事業目的	1
3 事業内容	1
4 実施体制	2
5 その他	2

【資料】

別紙	新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務の流れ
別添1	ワクチン接種業務にあたって受講する研修について
別添2	就業準備金給付申請書(兼支給要件該当証明書)
別添3	就業準備金支給の流れ(就業内定後)
参考資料1	新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への 就業協力のお願ひ
参考資料2	新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務 Q&A (2021年6月4日現在)

1 件名

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種人材確保業務

2 事業目的

7月末までの高齢者向けのワクチン接種の完了を目指して、自治体におけるワクチン接種を行う看護師確保のニーズに対応するために、都道府県ナースセンターにおいて潜在看護職等の求職登録を行い、潜在看護職等の就業支援をすることを目的とする。

3 事業内容

都道府県ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者として登録を行い、必要なワクチン接種研修を受講し、5月21日以降7月末までに新たにワクチン接種業務に従事した場合に、当該潜在看護職等に対して、就業準備金として一人1回限りで3万円を支給する。

なお、就業準備金支給までの全体の流れについては、別紙「新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務の流れ」を参照のこと。

(1) 支給要件

都道府県ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者として e ナースセンターに登録を行い、必要なワクチン接種研修を受講し職業紹介を受け、5月21日以降7月末までに新たに雇用されてワクチン接種業務に従事した者を対象とする。ただし、支給を受けられるのは一人1回限りとすること。

また、都道府県ナースセンターによる職業紹介を基本とするが、都道府県ナースセンター以外の職業紹介や直接申し込みにより雇用された場合も対象とすること。

さらに、自治体の都合により、謝金対応で業務に従事する場合においても、勤務場所、日時、本人への待遇等が定められ、接種を行う施設における指揮命令の下で従事する者であれば対象とすること。

現に看護の職に就いていなかった者に限らず、兼業・副業等で新たにワクチン接種業務に従事した者も対象とすること。

ただし、在籍出向等所属元の命令に基づき従事する場合は、対象外とする。

(2) ワクチン接種業務への就業希望者として登録

都道府県ナースセンターにおいて、ワクチン接種業務への就業希望者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス及び看護師等の取得資格等を登録し、リストを作成すること。

(3) ワクチン接種業務に必要な研修の受講

都道府県看護協会・ナースセンターは、就業希望者に対し、研修を実施すること。

ただし、都道府県看護協会・ナースセンターが直接研修を実施することが困難な場合等は、他の方法(※)による研修の実施について調整を行うことができる。また、就業希望者の学習・実践状況により、その一部または全部を免除することができる。

※ 他の方法による研修とは、

- ・ 都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修のうち、Webを視聴し、就業先でワクチン接種の実技研修を受ける方法
- ・ 都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修と同等であると都道府県ナースセンターが認めた研修

(4) 支給事務

都道府県看護協会・ナースセンターは、ワクチン接種業務への就業希望者として登録した者に対し、就業準備金給付申請書(兼支給要件該当証明書)を発行すること。

4 実施体制

本業務の実施にあたっては、円滑かつ適切に業務を遂行するために必要な実施体制(人員等)を確保すること。

5 その他

本運営要領に定めのない事項や解釈について疑義が生じた場合等については、中央ナースセンターと協議すること。中央ナースセンターにおいて、必要に応じて厚生労働省医政局看護課と共有・調整し、整理を行う。

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務の流れ

1. 求職登録について

- 1) 就業希望者は、都道府県ナースセンターにて求職登録（e ナースセンター）をする。
- 2) 都道府県ナースセンターは、当該看護職をワクチン接種業務就業希望者リストにて管理する。

2. 研修について（詳細は「別添1 ワクチン接種業務にあたって受講する研修について」参照）

- 1) 就業希望者は、都道府県看護協会・ナースセンターにおいて、ワクチン接種研修を受講する。
 - ①都道府県看護協会・ナースセンターが実施またはそれと同等と認められる研修（知識学習、実技演習を含む）を受講する
 - ②ただし、就業希望者の学習・実践状況により、その一部または全部を免除することができる

3. 就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）の発行について

（詳細は「別添2 就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）」参照）

- 1) 都道府県ナースセンターは、上記1. の求職登録を行い、就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）（以下、申請書とする）を発行する。
- 2) 申請書への記載内容は、下記のとおりとする。
 - ①ワクチン接種就業希望者リストへの登録を実施した都道府県ナースセンター名
 - ②ワクチン接種就業希望者リストへ登録した看護職の氏名
- 3) 申請書は、都道府県ナースセンターから看護職に対し、求職登録時に交付する（郵送[※]または手渡し）。

4. 支給申請について

- 1) 就業者は、就業開始後に、上記3. の申請書に下記情報を記入し、必要書類を添付して、11月1日（消印有効）までに、とりまとめ事業者に郵送[※]する。
 - ①申請書への記載事項
 - ・本人情報（氏名、生年月日、「ワクチン接種研修」受講の有無、取得資格、就業状況、連絡先等）
 - ・就業準備金の振込先の金融機関の口座番号（本人名義の口座に限る）
 - ②申請書への添付書類：就業した施設から就業条件がわかる情報が記載された書面
例）「労働条件通知書」の写し（雇用の場合）や、「就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等を含むもの）についての文書、メール等」の写し

※ 郵送に使用する封筒は、日本看護協会が予め作成した専用封筒（料金後納）を使用する。

5. 振込について

- 1) とりまとめ事業者は、4. により就業者から証明書を受け取り、証明書に記載された情報を csv ファイルなど日本看護協会が会計処理可能な形式のファイルにして、日本看護協会に送付する。
 - ①同一の申請者からの重複申請をチェックする（重複申請の場合、振り込み対象としない）
 - ②証明書記載内容に不備がある場合は、証明書を発行した都道府県ナースセンターもしくは、当該看護職に直接確認を行う

- 2) 日本看護協会が、就業者に就業準備金の振込を行う。
 - ①日本看護協会は、1) のファイルを受け取った後、速やかに振込処理を行う
 - ②振込できない場合、とりまとめ事業者へその旨を連絡する（とりまとめ事業者が当該看護職へ確認）

※就業準備金支給の流れについては、「別添3 就業準備金支給の流れ（就業内定後）」参照

ワクチン接種業務にあたって受講する研修について

1. 都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修は、以下の内容を参考とする。

研修内容例

1. 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についての基礎知識
3. 新型コロナウイルスワクチン接種にかかわる看護師の役割
4. 演習 ①ワクチン接種会場における活動の実際
②ワクチン接種実技演習

*学習形態については、知識レベルの学習は、事前に都道府県ナースセンター・看護協会が提供している Web 教材を用いることは可能

*ワクチン接種実技演習は、都道府県ナースセンター・看護協会でも対面受講する

*また学習の順序は、知識レベル、実技演習とする

【使用可能な Web 教材】

大阪府看護協会実施研修

1. 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識 (27 分)
<https://youtu.be/2DVBq3EOaAw>
2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する基礎知識 (28 分)
<https://youtu.be/cUAeR8BcNkc>
3. 新型コロナウイルスワクチン接種にかかわる看護師の役割 (12 分)
<https://youtu.be/3TtyuykIXWA>

2. 『同等と認められる研修』とは、①～②のいずれかに該当するものとする。

- ①都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修のうち、Web を視聴し、就業先でワクチン接種の実技研修を受ける方法
- ②都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修と同等であると都道府県看護協会・ナースセンターが認めた研修

3. 以下の者については、都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修を免除可能とする。

- ①研修内容例の 1～3 (知識レベルの学習) が免除できる者
現在、医療現場で就業している者 (ワクチン接種実技演習は必ず受講)
- ②研修内容例 1～4 がすべて免除できる者
令和 3 年 5 月 20 日以前に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者

就業準備金給付申請書（兼支給要件該当証明書）

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務に新たに従事したため、就業準備金の給付を申請します。

都道府県ナースセンター記入欄

以下の者をワクチン接種業務就業希望者として登録しました

申請者氏名

ナースセンター名

申請者様は以下の太枠内をご記入ください。

申請日	2021年	月	日
-----	-------	---	---

1. 申請者ご本人情報

氏名（自署）		
フリガナ		
生年月日		（西暦） 年 月 日
ワクチン接種にかかる研修受講		<input type="checkbox"/> ワクチン接種研修を受講した <input type="checkbox"/> 研修の免除対象 ※1
取得資格		<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師
就業状況		<input type="checkbox"/> 未就業（離職中） <input type="checkbox"/> 看護職として就業中 <input type="checkbox"/> 看護職以外として就業中
連絡先	メールアドレス	@
	自宅住所	〒
	電話番号 ※2	

※1…以下に該当する方は、都道府県看護協会・ナースセンターが実施する研修を免除可能です。
 ①知識レベルの学習に関する研修が免除できる者 現在、医療現場で就業している者（ワクチン接種実技演習は必ず受講）
 ②研修がすべて免除できる者 令和3年5月20日以前に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者
 ※2…日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

2. 就業準備金の振込先口座情報

(フリガナ)								
口座名義人 ※1								
(フリガナ)								
金融機関名		銀行 信用金庫 その他()						
本・支店名		本店 支店 出張所						
金融機関コード(4桁)		口座種別 ※2	1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄			
店番号(3桁)		口座番号						

※1 本人名義の口座のみ ※2 口座種別を○で囲んでください

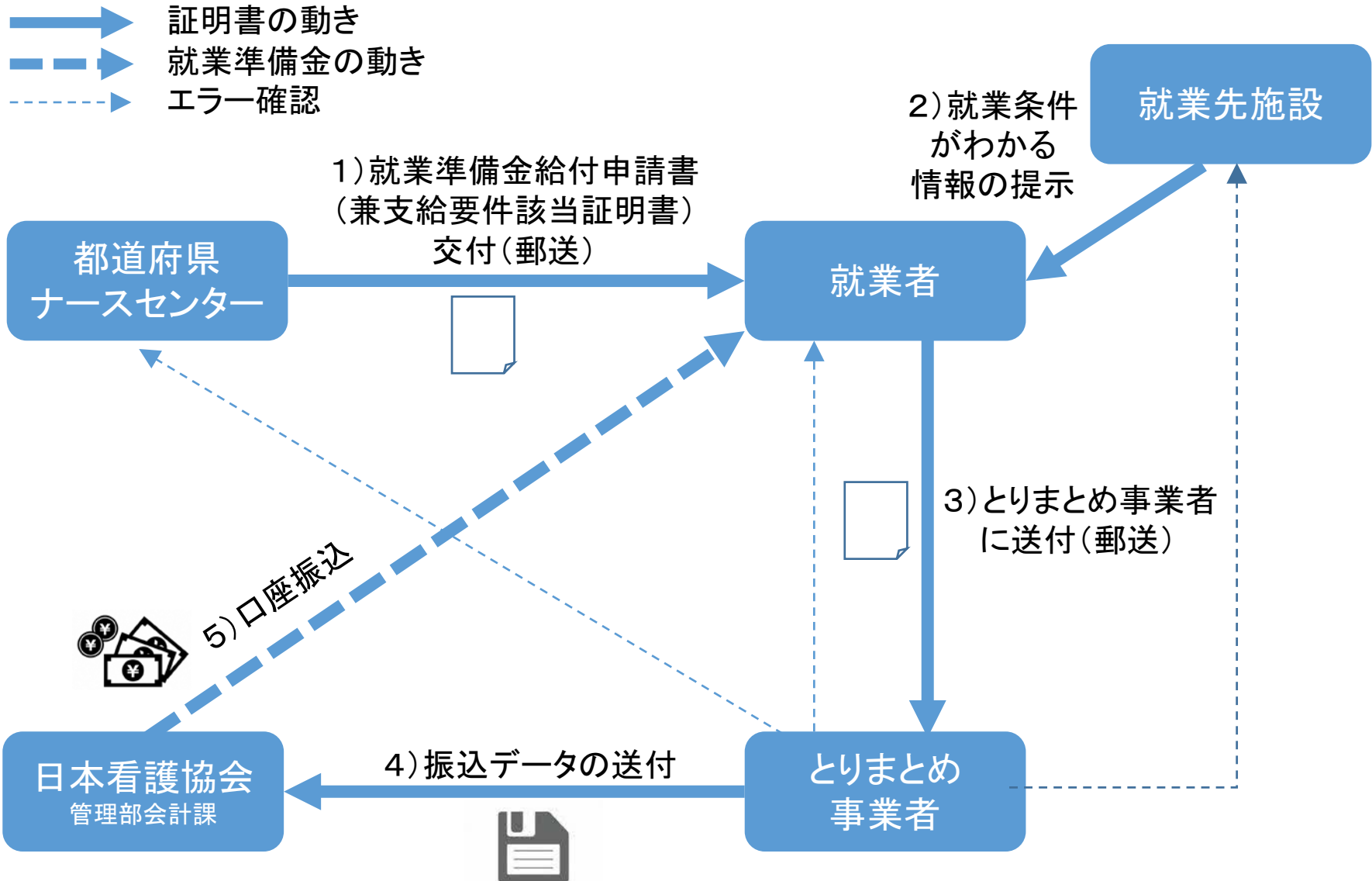
3. ワクチン接種業務に従事したことが分かる文書を添付してください。

ワクチン接種業務に従事したことが分かる文書として、[労働条件通知書] や [就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等を含むもの）] についての文書、メールの写し などがあります。
 ※該当の文書は、本申請書に貼り付ける必要はありません。申請書を郵送する際に同封してください。

※本申請書に記載された個人情報につきましては、就業準備金の給付事務以外には使用いたしません。

（事務局使用欄）

就業準備金支給の流れ(就業内定後)



新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への 就業協力をお願い

看護職の皆様

ナースセンターに登録されている皆様

新型コロナウイルス感染症関連業務のご就業にご協力いただきありがとうございます。

現在、7月末までの高齢者向けのワクチン接種の完了を目指して、自治体におけるワクチン接種を行う看護師確保のニーズに対応することが課題となっており、皆さまからの更なる就業へのご協力が求められています。

この一環として、都道府県ナースセンターにおいてワクチン接種業務への就業希望者として登録を行い、必要なワクチン接種研修を受講し、7月末までに新たにワクチン接種業務に従事した看護職の皆様に、就業支援のための就業準備金として、一人1回限りで3万円を給付することとなりました。

看護職の皆様には、以下の概要をご確認いただき、是非、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務への就業にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

- 1) 都道府県ナースセンターにて求職登録をする
 - ・就業を希望される看護職の皆さまは、最寄りの都道府県ナースセンターにお電話いただくか、来所でその旨をお伝えください

<https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/eNursecenter/PrefNclist.pdf?20210521160000>
- 2) ワクチン接種研修を受講する
 - ・研修の一部または全部が免除となる場合があります
- 3) ワクチン接種業務への求職活動を行う
 - ・都道府県ナースセンターから就業あっせんを受けることができます
- 4) ワクチン接種業務へ就業を開始する
 - ・7月31日までに新たに就業を開始した場合が就業準備金の支給対象となります
- 5) 申請書に必要事項を記入し、「就業条件がわかる文書・メール等」を添付して、事務局に郵送する
 - ・申請の期限は11月1日（消印有効）です
 - ・約1～2か月後に就業準備金が振り込まれます

本件についてご不明な点は、「新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務Q&A」をご参照ください。また、お寄せいただいたご意見については、適宜、Q&Aへ反映させていただきます。

【ご意見の送付先】

日本看護協会 中央ナースセンター

E-mail : v_syugyojunbikin@nurse.or.jp

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種人材確保業務 Q&A
(2021年6月4日現在)

○ 研修は必須とするのか。その場合、必須項目や回数の縛りはあるのか。

○ 別添1「ワクチン接種業務にあたって受講する研修について」を参照ください。

○ 取得資格を記載する意図は。

○ 必要な場合に看護職としての確認を行うためのものである。

○ ワクチン接種業務に従事すれば、集団接種会場ではない医療機関での接種業務も対象となるか。

○ 対象となる。

○ 既にワクチン接種業務に従事している場合、対象となるか。

○ 5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

○ なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、現在従事している接種業務が終了し、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに従事した場合は対象となる。

○ 何日以上ワクチン接種業務に従事しないと対象とならないなどの縛りはあるか。

○ 何日以上勤務したなどの縛りはなく、5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

○ 週3回パートで働いている方などが、新たにワクチン接種業務に従事した場合は対象となるのか。

○ 既にパート等で就業していても、5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された場合は対象となる。

○ ナースセンターで就業あっせんした場合のみが対象となるのか。

○ ナースセンター以外（ハローワークや有料職業紹介）による就業あっせんや、直接申し込みにより雇用された場合も対象となる。ただし、ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者としてe ナースセンターに登録し、必要なワクチン接種研修を受講した場合に限る。

○ 対象となるのは「打ち手」として就業した場合に限るのか。

○ 業務内容については限定していない。

○ 自治体の都合により、謝金対応で業務に従事する場合、対象となるか。

○ 勤務場所、日時、本人への待遇等が定められ、接種を行う施設における指揮命令の下で従事する者であれば対象となる。

○ ただし、就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）についての文書、メール等が必要となる。

○ 就業準備金は非課税扱いとなるか。

○ 就業準備金については、給与のように対価性がなく、一時に支給されるため一時所得として課税となる。

ただし一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象にはならない。

○ 就業準備金を受け取ることで、税金、社会保険等における扶養範囲の認定に影響があるか。

○ 影響はなし。被扶養者要件（いわゆる130万円）は、「恒常的な収入」について判断するものであり、1回限りの支給は、その「収入」には当たらない。